

京都市消防局告示第1号

消防法施行規則の一部改正に伴い改正された、誘導灯及び誘導標識の基準に基づき、非常電源の容量を誘導灯が有効に60分間作動できる容量以上としなければならない駅舎を、平成22年9月1日から次のとおり指定します。

平成22年9月1日

京都市消防局長 三浦孝一

- 1 乗降場が地下3層以下の層に存するもの
- 2 地下において複数の路線が乗り入れているもの

(消防局予防部)